

vision24(以下、本クラブといいます)のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。会員様のご署名をもって、会員規約・利用規約・個人情報保護方針・その他の館内諸規則(以下、本規約といいます)に同意しているものとみなします。

第1条 本クラブの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は株式会社エスアイジーが行います。

第2条 本クラブに入会できる方は、各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、保護者は自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第3条 会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第4条 本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
2. 本クラブの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第5条 会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。(月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

第6条 1. 会員は、各月の5日(5日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、5日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

2. 一回の届出による休会期間は2ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。

休会期間の延長を希望する場合は、休会最終月の5日までに再度休会届を提出することにより延長が可能です。

第7条 会員は、各月の5日(5日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種類を変更することができます。5日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第8条 会員は、各月の5日(5日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。本クラブに御来店の上、所定の書面にて退会申請手続きが必須となります。電話、FAX、電子メール、その他の手段による手続きには応じかねます。5日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。本クラブはいかなる理由においても半年契約(6ヵ月)が最低条件となります。(※キャンペーン期間を除く)最低契約期間を過ぎた後も退会や休会の申し出がない場合は契約自動更新となります。

第9条 本クラブは、原則として別紙に記載する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第10条 本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。2. 施設の改造または補修工事実施のとき。3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第11条 1. 会員は、自己の責任と危険負担において、本クラブの施設を利用するものとします。2. 本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我、障害、死亡について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、一切の責任を負いません。また、会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。

3. 会員は、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、トレーニングに伴うリスクについて理解した上で、パーソナルトレーナーがついた場合にはその指示に従ってトレーニングを行います。

4. 本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。また、無許可の写真撮影・ビデオ撮影、録音、アンケート依頼等も同様とします。5. クラブ利用時に使用したレンタル品(有料品・無料品)は、使用後は必ずフロントへ返却するものとし、故意に毀損したときは損害賠償責任を負うものとします。

第12条 本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。